

# 令和5年 第9回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年9月28日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 7名

会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男

3番 秋 吉 一 郎

6番 大 野 重 利

8番 江 藤 国 子

10番 麻 生 秀 昭

11番 橋 本 早 人

4. 欠席委員 2番 二 宮 寿 徳

4番 高 田 英

5番 大 津 雄 司

9番 安 部 義 浩

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑤ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）

⑥ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）

⑦ 農業振興地域整備計画の変更について

⑧ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梠 太希、

行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中7名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和5年 第9回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号10番 麻生 秀昭委員にお願いしたいと思います。

宜しくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員

異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

#### ■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」

(議案第1号 1件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

#### ■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2号～11号 10件)

議長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、10件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案2号について、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

はい、それでは説明します。

場所は挾間町内成です。売買での申請となっております。

受人は農業の経験もあるし農機具も揃っているし特に問題ないと思っております。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案3号につきまして担当の高田委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

では説明いたします。

まず場所は、湯布院のB&Gの東側の農地になります。これまで渡人と受人が一緒に農業を行ってきたという経過があるようです。なので農機具等も十分揃っていますし経験もあるという所で特に問題はないと思います。

よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案4号につきまして担当の安部委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

では説明いたします。

まず場所は、谷小学校を過ぎてそのまま県道を走りますと右手に簡易郵便局があるかと思えます。その少し手前の左手側となります。

申請地は地目田ですが今後は畑として野菜などを育てるとのことです。

受人は農業経験もありますし、認定新規就農者でもあります。特段問題ないかと思えますのでよろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案5号につきまして担当の大津委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

では説明いたします。

まず場所は、下市の住宅街が沢山ある通りの1本北側の通の奥の方になります。

申請地は田ですがここ最近では耕作されていないようでして今後は野菜を作るといふことらしいです。受人は大分市にお住まいですが申請地に隣接する土地で現在耕作を行っているようです。

特段問題ないかと思えます。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案6号につきまして議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは説明をいたします。

場所は庄内町中。一般的に雲取という所です。その雲取の一番上の方に市道がずっと走っているんですが、渡人と受人の土地にまたがった形で市道が通ってしまったと。そこにお互い同じぐらいの面積があってそれを交換しようということで道が通ったときに手続き終わったと思ったらしいんですが、その農地交換を行った際に漏れがあったとわかったそうです。それを今回きちんとやり直しましょうということとで案件が上がってきてますので、審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案7号につきまして議席番号3番 秋吉 一郎委員より説明をお願いします。

3番 秋吉 一郎 委員

場所はJR湯平駅から大分寄りに2キロぐらい行ったところの幸野地区というところ  
です。

渡人と受人は従兄弟同士で、いままで受人の方が田を作っていたということです。  
今回無償譲渡で贈与したいということです。

現地を見ても実際に田んぼを作られていたので問題ないと思います。審議よろしく  
お願いします。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案8号につきまして担当の大津委員が欠席ですので事務局より説明  
をお願いします。

事 務 局

では説明いたします。

場所ですが、谷の山田集落のほぼ中央あたりになります。

受人は今現在もしっかり耕作されておりまして、農機具等もかなり色々持っており  
ます。農業経験もありますし、特段問題ないかと考えております。以上です。

議 長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案9号につきまして担当の大津委員が欠席ですので事務局より説明  
をお願いします。

事 務 局

では説明いたします。

先ほどと同様に山田の集落の中の南側の山沿いのところの土地になります。

受人は現在近隣で農業をされており、経験、農機具の状況等十分かと思いますので  
特段問題ないかと思います。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案10号につきまして担当の天津委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

## 事務局

では説明いたします。

こちら先ほどと同様に山田の集落の中です。集落の中心よりちょっと南に入ったところの農地になります。

今回、空き家の付随農地という形で一緒に購入されるということなんですが、受人は農業経験は家庭菜園レベルしかないということでした。

申請地は田ですが今後は畑として管理していきたいということで、農機具は耕運機や草刈り機を準備しているということで、今後の状況を見て必要に応じて増やしていきたいという考えがあるようです。

あと受人は会社に勤めているんですが、一緒にお父さんが住むということで日常的な管理も問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

## 議長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案11号につきまして議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

## 11番 橋本 早人 委員

はい、11番橋本がご説明いたします。

渡人と受人は同じ苗字ですが親戚ではないそうで、受人は大工さんをしていて知り合いだった渡人がもう田を作れないというので、畑にして野菜を作りたいということです。機械などは渡人が貸すんだと思います。

ご審議をお願いします。

## 議長

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

議長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案12号について担当の大津委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

場所は下市の集落の大分市寄りのところとなっています。

渡人と受人はおばあさんとお孫さんという関係でありまして、祖母名義の土地を使用貸借権で借りてお孫さんが家を建てるという申請です。

申請地は畑がちょっと大きいんですが分筆をして今回転用するという所で、農地面積も329㎡に分筆されておりますし周辺もかなり宅地化が進んでいる状況となっておりますので特に問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案12号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

#### ■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第13号～19号 7件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案13号について議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

では説明をします。

挾間町来鉢になります。受人は自動車の解体屋をやっている会社です。

申請地は解体する自動車を置くということで5条申請となっております。

よろしく申し上げます。

議 長  
それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長  
秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員  
今の話だと自動車を置くということだけど、廃車とかを置くとなると、9ページの配置図だとかなり整列して中古車を置くような感じだけどさっきの話だと廃車を置くような感じだったのでこういう置き方じゃなくて全面的に重ねておくようになるんじゃないかなって思うんだけど、その辺の確認はどうでしょうか。

事 務 局  
基本的には廃車、販売する車ではなくて解体する車を置くのでかなり詰めて置く形にはなると思います。なので全面的に利用するというところでこういう配置図にはなってるのかなと思います。

3番 秋吉 一郎 委員  
問題ない？

事 務 局  
まあ、問題はないと思います。

議 長  
この会社ね、解体して部品を売ったりもしてるんです。車置いてるところを見ると重ねて置いてるっていうのはあまり見かけなかったような気がします。

6番 大野 重利 委員  
何か所か置場がありますけど、どこも重ねてはないですね。部品を取るときに重ねてると使えないということもあるんでしょうね。それぞれ1台1台置いてるという感じですよ。

議 長  
他に質問ありませんか。  
(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案14号について、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員



それでは14号について説明をします。

場所は庄内町の畑田、天神山で、ちょうどこの市役所の前から別府方面に道が抜けてますけどそれをまっすぐ行くと久大線に当たります。そのちょっと手前のところに点滅信号があって、それを左に行くと旧庄内庁舎があったところに出るわけです。そのちょうど角っこのところです。

申請地の土地の所有者は受人のお兄さんで、平成3年に受人の住宅を建築した際に隣接地である申請地に一部境界を越えて建築をしてしまったということです。

長年越境していた状況ですが今回始末書を添えて申請されたということで、ご真偽のほどよろしくお願ひします。

議 長

それでは、議案14号につきまして、質問がある方はお願ひします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案15号について、議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願ひします。

11番 橋本 早人 委員

15号について説明します。

場所は市役所の前歯医者さんの横から入った、昔の農協の倉庫の横と聞いております。受人が家を建てるということで申請になりました。旧道沿いで問題ないと思ひます。宅地の横です。ご審議お願ひします。

議 長

それでは、議案15号につきまして、質問がある方はお願ひします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案16号について、議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願ひします。

11番 橋本 早人 委員

はい、16号について説明します。

場所は国道210号線沿いの創価学会の裏になります。

地図を見てもらうとわかるんですが、土地を購入して住宅を建てるということで申請が出ております。

現地を確認したんですが、家を建てるといふしかないような土地です。両サイドに水路もあり別に問題ないと思ひます。排水とかも問題ないです。

御審議お願いいたします。

議 長

それでは、議案16号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案17号について、担当の大津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

それでは17号を説明します。

場所は北方のジョイフルのところの交差点を古野の方に入りまして、ちょっと進んだ先を宮田保育園の方に左折して町道を進みまして少し入った集落の中というところ  
です。

渡人の家の横にある畑なんですが、ここを不動産会社が買って分譲地2区画として  
造成をするという申請でございます。

周りはもうすっかり住宅地でありまして、3種農地でもあることから基本的に問題  
はないかなと思っております。よろしくお願いします。

議 長

それでは、議案17号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案18号について、担当の大津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

それでは18号を説明します。

場所は国道210号線沿い、挟間のローソンから豊後国分駅の方に入りまして、すぐ  
に下市の集落の方へ向かい道を左折して曲がってすぐのところでありまして。市道沿  
いの畑です。

ここを購入して一般住宅を建てるという申請です。周りは家が立ち並んでいるよう  
な状況でありまして、ここも3種農地であるため転用としては基本的に問題ないと思  
っております。よろしくお願いします。

議 長

それでは、議案18号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案19号について、担当の大津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

それでは19号を説明します。  
場所は挟間のマルミヤの近くで以前にコインランドリーのウォッシュハウスがあって、もう取り壊されているんですけど、そのウォッシュハウスがあったところの大分市側の隣接している農地となっております。  
長いこと農地としては耕作されておらず荒れていた土地なんですけれども、今回不動産会社が購入して貸資材置場用地として転用したいという申請でございます。  
今回は貸資材置場ということで受人の法人の関係会社で資材置場を探している会社があるのでそちらに貸すという話です。転用後は確実に借りるという確約書が付いておりますし、資材としては建築用の足場資材でありまして廃材等ではないので周辺への影響もそんなにはないと思います。3お種農地でもあることから問題はないかなと思っております。よろしくをお願いします。

#### 議長

それでは、議案19号につきまして、質問がある方はをお願いします。  
質問ありませんか。  
(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、案承認致します。

### ■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」 (議案第20号～22号 3件)

#### 議長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）3件あります。事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

#### 議長

それでは、議案20号は継続の案件です。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 2 1 号は新規の案件です。  
質問はありませんか。

(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 2 2 号は新規の案件です。  
質問はありませんか。

(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第 6 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」  
(議案第 2 3 号～2 4 号 2 件)

議 長  
日程 第 6 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分) 2 件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程 第 6 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長  
議案 2 3 号の案件、ご質問があればお願い致します。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 2 4 号の案件、ご質問があればお願い致します。  
(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第 7 「農業振興地域整備計画の変更について」

議 長

日程 第7 農業振興地域整備計画の変更について 8件あります。事務局より説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号1番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

植林する樹種だけど、資料で周辺を見ると完全に山の中だけど山桜とかもみじとか杉とか植えるようになってるんだけど、ほんとに植えるの？

農 政 課

一応本人の希望という形で。

3番 秋吉 一郎 委員

じゃあいいです。

議 長

他に質問はありますか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号1の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号2の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号2番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

議 長

江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員

1番もそうだったんですけど資料の字図と申請者の名前が違うのは何故ですか？

農 政 課

相続の関係で名前がまだ変更されていないためです。

8番 江藤 国子 委員

最近の字図なのにまだ変わってないんですね。分かりました。

事 務 局

由布市の地図システムは今で言うと令和5年1月1日の情報が反映されているので、1月から今までの変更は反映されていないという所でちょっと違う部分があります。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号2の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号3の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号3番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

資料の13ページの図面なんだけど、ここ申請地は2651番1になってるけど、この土地を造成して後ろにブロックの塀を建てるようになってるんですけど、それが2651番2に入ってるんだけど、それはいいのかな。だから2651番の1と2が関係あるんじゃないかなと思うんだけど。

農 政 課

その2つは同じ所有者の物です。

それで、ここにまた今度、次になるんですけど2651番2が申請で出てきます。申請が続いていくような形になると思います。あと2回ですかね。もしくは1回で申請が上がってくると思います。

議

長

他に質問はありますか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号3の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号4の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号4番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

質問はありますか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号4の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号5の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号5番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

質問はありますか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号5の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号6の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号6番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

質問はありますか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号6の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号7の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号7番 議案朗読説明。

議 長

質問を受けたいと思います。この案件について質問があればお願いします。

質問はありますか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号7の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号8の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号8番 議案朗読説明。

議 長

質問を受けたいと思います。この案件について質問があればお願いします。

質問はありますか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号8の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

## ■日程 第7 「その他」

議 長

その他で何かありますか。

(農地利用最適化推進委員 佐藤 勉委員より挙手あり。)

議 長

佐藤委員さんどうぞ。

農地利用最適化推進委員 佐藤 勉 委員



先ほど土地基盤整備事業を実施した田ということで、そこに家を建てるというのがありましたが、私の認識としては圃場整備したとかそういう所は絶対建てられないよと認識しているんですけどその辺をちょっと教えてほしいんですけど。

## 事務局

農地転用の許可基準の話になるんですけど、基本的な理解としては基盤整備をしたところは原則許可できないという認識で間違っていないです。

ただ、色々な例外規定がありまして、例えば農業用施設、農業用倉庫とか集荷場とかであればできますよという場合であるとか、いろいろあるんですけども今回においては申請農地がある集落に居住する人の業務上必要な施設であり尚且つ集落に接続している物については許可が出来ますよという例外規定があります。

今回で言うと申請地の北側には家が連なっていますので集落があるということになり、この集落につながって今回で言えば店舗、他には住宅とかでもいいですけど、そういったものが建つ場合には例外的にOKですよということになっております。

今回の申請者の方には、今言ったように集落に居住する人の業務上必要な施設である必要がありますので、今回で言うと荒木の集落に住んでないといけませんよってというのは事前に説明をされていて、今は他所に住んでるようなんですけど今回レストランを建てるので荒木の方に帰ってきてからそのうえで申請を出すということで話が付いておりますので、一応許可としては今の流れで行くと許可基準は満たすかなと私の方では考えています。

## 議長

いいでしょうか。

農地利用最適化推進委員 佐藤 勉 委員

はい。

## 議長

他になにかありませんか。

他に無いようですので終了したいと思います。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。